

「広島市中心身障害者福祉センターで使用する電気」の質疑応答書

一般競争入札参加者各位

社会福祉法人広島市社会福祉事業団理事長

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書11	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書12	仮に弊社が落札した場合、契約締結に伴う協議は可能ですか。	協議することは可能ですが、契約書の条文の追加・変更はできません。
3	入札説明書12	仮に弊社が落札した場合、訪問の検針となりますがよろしいですか。 検針日については、弊社の電気契約要綱にて、「お客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日」と定めております。仮に弊社が落札した場合、毎月1日以外の日に検針日の変更は可能ですか。	訪問検針でも構いませんが、施設内立入方法等について事前に契約担当部署と協議してください。 検針日については、仕様書に記載したとおり、原則毎月1日です。ただし、やむを得ない事情があり、かつ3月分の未払金が早期に確定でき当事業団の決算事務に支障がないと契約担当部署が判断した場合に限り変更が可能です。
4	入札書等の提出について	入札書と入札附属書に割印やホッチキス留め等、指定はございますか。 また、封印に入札者印等の指定はございますか。	入札書と入札附属書には、割印やホッチキス留めは不要です。 封印は、入札書及び入札附属書で使用する印と同一の印で行ってください。
5	入札説明書10	郵送入札の場合1回目の入札書のみ送付させて頂く事で、2回目の入札は辞退としてみなされるという認識で相違ありませんか。あるいは2回目以降の辞退の届出が必要ですか。	平成30年12月14日「心身障害者福祉センターで使用する電気」に係る質疑応答書で回答したとおりです。
6	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ①入札附属書の各月の基本料金および電力量料金の各月額小計(1)(2)においては、小数点以下第2位まで保持し、円未満の端数処理は行わない。 ②各月の合計金額の円未満の端数があるときには、入札説明書P4の2に記載のとおり、その全部を切り捨てる。 ③基本料金(1)欄は力率割引を適用した積算後の金額を記載する。	①、②及び③とも、お見込みのとおりです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。